

令和5年9月吉日

IAA大阪オークション関係者様 各位

株式会社アイ・エー・エー IAA大阪
大阪府泉大津市夕風町1-2
0725-33-1212

「オークション規定改定」のお知らせ

日頃は、IAA大阪をご愛顧いただきありがとうございます。
「IAAオークション規定」につき、下記の通り改定いたしますので、お知らせいたします。
ご周知のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 改定日：令和5年10月1日（日）

2. 改定内容

①自動車税相当額の消費税について

検査付車両の取引時に発生します「自動車税相当額（軽自動車は名義変更保証金）」
につき、消費税課税項目として、別途消費税を申し受けます。

ただし、3月開催時のみ実自税金額として取扱い、非課税とします。

※取引規定 第5条7項 を追加

②各ペナルティの消費税について

当会場における全てのペナルティ金額につきまして、別途消費税を申し受ける事とします。

※取引規定 第11条 を追加

※バザールネット規約 4条③および⑤、6条⑤および⑥を変更

※バザールプラス規約 5条②、6条⑤および⑥を変更

③並行輸入車の走行管理について

並行輸入車について、米国の自動車走行履歴証明である、

「CARFAX」「AUTOCHECK」を走行を証明する書類として採用します。

※クレーム期限：開催日を含む1か月または30日

※ペナルティ無し

※クレーム規定 第7条 を追加

④トラック規定「落札車両の搬出遅延ペナルティ」について

落札車両について開催翌週水曜日から1日あたり、大型2000円・小型1500円を
申し受けます。

※トラック出品規定 第10、11、13条 を変更

以上